

報告第14号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

平成30年11月28日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

30専第10号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金15,120円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 平成30年11月13日
- 4 事 案 概 要 平成30年10月12日（金）午後4時15分頃、[REDACTED]  
[REDACTED]、相手方住宅内において、学校への寄贈申出  
のあったピアノを職員が搬出していた際に、誤って相手方住宅の  
窓ガラスを破損させた。
- 5 そ の 他 相手方修理費 15,120円  
市持出額 15,120円

平成30年11月13日

交野市長 黒 田 実